

一般社団法人北海道バレーボール協会役員等選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第22条の規定に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）における役員等の選考に関する事項について定め、選考を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(選考委員会)

第2条 本会の役員等を選考するため、役員等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、定款第48条の規定に基づく専門委員会として設置する。

(組織)

第3条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、本会の副理事長、本部長代表1名、監事代表1名、社員代表4名をもって組織する。

2 選考委員のうち、本部長、監事及び社員から選任する委員については、選考委員会の開催が必要な直近の理事会において選任する。

3 庶務担当として、総務委員長を充てる。

(職務)

第4条 選考委員会は、次の候補者について選考し、社員総会及び理事会に推薦するものとする。

(1) 名誉会長、顧問及び参与

(2) 会長及び副会長

(3) 理事（理事長指名理事を含む）及び監事

(4) 道内に組織されたバレーボール競技連盟及び各地区のバレーボール協会から選出された代表者並びに本会の目的に賛同して入会した組織運営に関わる者として推薦された社員

(候補者基準)

第5条 前条第1号に定める者の推薦は、次の基準によるものとする。

(1) 名誉会長 会長経験者から推薦する。

(2) 顧問 会長及び副会長経験者から推薦する。

(3) 参与 ①理事及び監事経験者にあつては、その在任期間が10年以上で、満70歳以上の者を推薦する。

②社員及び委員会委員にあつては、その在任期間が20年以上で、満70歳以上の者を推薦する。

③①及び②の役職経験者で、通算在任期間が20年以上で、満70歳以上の者を推薦する。

(召集)

第6条 委員会は、副理事長が召集し、議長となる。

(決議)

第7条 選考委員会は、出席委員の過半数をもって決議する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。
(北海道バレーボール協会役員等選考委員会運営規程の廃止)
- 2 北海道バレーボール協会役員等選考委員会運営規程は、廃止する。

制定 令和6年9月14日